

奈良県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和元年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きらら薬局医大前店	橿原市兵部町七―二	令和元年六月一日
つじもと医院	生駒市鹿ノ台東二丁目四番地四	令和元年六月一日
かつらぎ眼科クリニック	生駒市北新町一〇番三六 四〇二号	令和元年六月一日
なんぶ眼科	生駒市真弓一―二―八	令和元年六月一日
橿原神宮前すぎもと内科クリニック	橿原市久米町六六〇番地	令和元年六月一日
医療法人谷山耳鼻咽喉科クリニック	香芝市旭ヶ丘五丁目三六番地一四	令和元年六月一日
医療法人輝歯会木原歯科医院	生駒市あすか野南二丁目一番九号	令和元年六月一日
小野クリニク	大和郡山市九条平野町三番二五―	令和元年七月一日

生駒院	かつらぎ眼科クリニック近鉄	
百貨店生駒店六階	生駒市谷田町一六〇〇番地 近鉄	一号
日	令和元年七月四	日